

●視察研修報告について

10月12日から14日に実施した。管外研修について、参加した職員も含め視察研修報告を行った。各委員の視察研修報告を行い、委員長報告の取り扱いについて協議し、視察結果を湯沢町に活かす為に、12月定例議会で日程を上げての報告を行う事とした。

平成16年11月26日

●保健医療センターの運営について、湯沢町病院運営審議会の開催、及び整形外科の冬季体制について調査を行った。

- ① 審議会は2回開催され、病院会計予算、救急医療の状況、H15年度決算について審議された。
- ② 井上先生がオブザーバーとして参加した。
- ③ 10月1日に売店が設置。

④ 整形外科の冬季体制に向けて検討している。

委員からの意見

・ 審議会は町民と病院とのパイプ役なのではないか。審議会に町は何を期待しているのか。

課長答弁

病院の運営についてである。委員会の中で病院に伝えるべき事は伝えている。

・ 審議会の審議内容は町長が諮問した事項だけである。

町側も審議会に諮問する内容を、町民と病院の橋渡しをする内容に工夫したい。

●湯沢町総合計画について、総合計画後期の進捗状況、検討委員会及び行財政計画との整合性について調査を行った。

- ① 後期基本計画はH18年からH22年までの5年間の計画であることか

ら、H17年度具体的な作業を行う。

② H16年度は資料準備、アンケート調査、データ分析を行う。

③ 後期計画の原案を、町職員12〜15名による策定委員会で作成し、総合計画審議会に諮問する。

④ 行財政計画を踏まえて計画、立案することになる。新たな施設建設に関する計画を入れることは難しい。

⑤ 来年度事業の総額は決定していないが、委託調査費200万円、コンサルタント料500万円、印刷製本費用となる。

開会中の委員会審査

平成16年12月9日

○議案第75号

湯沢町常勤特別職の職員に対する給与条例の一部を改正する条例。

(賛成多数で可決すべきものと決定)

給料月額を町長10%、助役5%、収入役4%、期末手当0.3ヶ月減額。

H17年1月1日からH20年3月31日までの経過措置。

○議案第76号

湯沢町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

(賛成多数で可決すべきものと決定)

給料月額を教育長3%減額。期末手当0.3ヶ月減額。

H17年1月1日からH20年3月31日までの経過措置。

○議案第77号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

(賛成全員で可決すべきものと決定)

自動車による通勤手当を国家公務員並みに減額。年間40万円の減額。

最高支給限度額を5万5千円から2万4千500円に減額。

○議案第78号

湯沢町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(賛成全員で可決すべきものと決定)

法律で規定された委員を除いて各種委員の報酬を一律5%の削減。

年額報酬の委員は日常の活動を日額に換算出来ない。実績では日額が高くなる。

○議案第79号

湯沢町税条例の一部